

社会福祉法人大和市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成4年12月24日

和社協規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員、評議員、各種委員会等の委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 月額 55,600円
- (2) 法人後見事業審査会委員 日額 8,900円
- (3) 受任調整会議委員 日額 8,900円
- (4) 苦情解決調整委員 日額 8,900円
- (5) 前4号に掲げる者以外の役員等 日額 3,400円

2 前項第5号に掲げる者のうち、常務理事の報酬は別に定める。

3 第1項第5号の規定にかかわらず、大学教員や研究機関の職員等研究者が学識経験者として役員等に就任したときは、日額 8,900円を支給する。

4 第1項第2号から第5号に掲げる役員等（ただし常務理事を除く。）の報酬は、会議、研修その他職務を遂行した場合に支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務のため市外へ旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会職員の旅費に関する規程（平成5年和社協規程第13号）を準用する。

(委任)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、会長が評議員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人大和市社会福祉協議会各種委員会委員等の費用弁償に関する規程（昭和60年和社協規程第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。